

令和5年度建設業新分野進出等表彰事業実施要領

1 目的

建設企業が新分野・新事業への進出、新技術・新工法の開発等に取り組む先進的・意欲的な事例において、雇用効果が高いもの、事業の継続性や将来の発展可能性があるもの、地域経済社会への貢献が認められるものなどを知事が表彰することにより、経営体質の強化への取り組み意欲を喚起し、建設業の構造改革の推進を図るものである。

2 表彰対象事業等

(1) 事業実施者

経営体質の強化に意欲的に取り組んでいる岩手県内に本社を有する建設業許可業者（以下「許可業者」という。）又は許可業者の子会社、関連会社若しくはグループが実施する事業を対象とする。ただし、許可業者の関連会社又はグループが、単独で事業経営している場合を除く。

[対象とする事業の例]

- ・許可業者の単独事業
- ・許可業者と子会社又は関連会社との共同事業

(2) 対象とする事業期間

原則として、平成28年度以降に開始した事業を対象とする。

(3) 対象事業

新分野・新事業への進出、新技術・新工法の開発等に取り組む先進的・意欲的な事業のうち、次のアからウまでに該当する事業を対象とする。ただし、企画・開発・実証等の段階にある事業、行政等が発注した業務等を単に履行した事業及び過去に本表彰事業により表彰（最優秀賞又は優秀賞に限る。）を受けた事業を除く。

ア 「農林水産」、「環境リサイクル」、「保健福祉生活」、「建設（技術・工法、リフォーム等）」又は「サービス関連（小売・飲食、サービス等）」の5つの事業分野における事業とする。ただし、「建設（技術・工法、リフォーム等）」に係る事業については、自社の事業拡大のみとみなされる取組に係る事業を除く。

イ 令和5年8月末日までに売上が発生している事業とする。

ウ 事業の本拠（事業所・店舗・作業所等）が、概ね許可業者の本社が所在する広域生活圏またはそれに近接する市町村における事業とする。

(4) 次に該当する企業が実施した事業は本年度の表彰の対象としない。

本年度実施される表彰式の前日までの1年以内に、法令違反その他の被表彰者としてふさわしくない行為（以下「失行」という。）があった者は、表彰の対象としない。

また、本年度実施される表彰式の前日までの1年より前に失行があった者についても、これを理由とする県営建設工事に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止措置等の期間が、本年度実施される表彰式の前日までの1年以内に及んだ場合は、表彰の対象としないことができる。

3 申請方法等

- (1) 申請方法
許可業者からの応募とする。
- (2) 申請期間
令和5年8月31日(木)～令和5年9月29日(金)
- (3) 申請書類
申請様式「令和5年度新分野進出等表彰事業 申請書」(別紙)
その他事業計画書、事業を紹介する資料(パンフレット・紹介記事等)等の他、申請書に記載の各資料を添付すること。
- (4) 提出先
経営支援センター(一般社団法人 岩手県建設業協会)

4 審査方法及び審査項目

- (1) 審査方法
1次審査及び2次審査により行う。
[1次審査]: 経営支援センターにおいて、令和5年10月上旬に、5つの事業分野について5～6件程度を選定する。
[2次審査]: 経営支援センターが設置する「外部審査委員会」において、令和5年10月下旬に、必要に応じ現状調査、ヒアリング等を実施し、5つの事業分野ごとに概ね3件を選定する。
- (2) 審査項目
1次審査及び2次審査における審査項目は、以下のとおりとする。

[1次審査]
ア 事業実績(売上額・収益性)
イ 雇用実績(雇用者数、雇用形態)
ウ 投資・活動実績(設備投資額・事業の活動実績・社会的周知度)

[2次審査]
ア 事業の将来性(経営・雇用の見通しなど)
イ 新規性・独創性(技術・商品・事業スキーム等の新規性・独創性)
ウ 社会貢献性(地域経済への貢献度、産地形成など)
エ 会社としての「経営革新」への取組状況(「他の新分野・新事業」「新技術・新工法」「新規市場開拓」「経営強化」など)
- (3) 奨励企業
1次及び2次審査において選定されなかった企業のうち、外部審査委員会において一定の成果が認められる事業に取り組んでいると評価された企業を「奨励企業」として別途選定する。

5 表彰事業及び奨励企業の決定

(1) 選定

令和5年11月上旬を目途に、4の審査により選定された候補を経営支援センターが岩手県に推薦し、それをもとに表彰事業及び奨励企業を決定する。

(2) 表彰

令和5年12月19日(火)に開催を予定している表彰式において表彰(「最優秀賞」及び「優秀賞」)する。

6 表彰の取消し

表彰後に、2(4)に記載の事実が判明した者については、表彰を取り消すものとする。

7 競争入札参加資格審査・総合評価落札方式における取扱い

本表彰事業で表彰を受けた企業又は奨励企業として認定された企業の競争入札参加資格審査及び総合評価落札方式における取扱いについては、次のとおりである。

(1) 令和5・6年度競争入札参加資格審査において評価している。

参考

【現行の評価方法】

競争入札参加資格審査の技術等評価点数における評価【令和5・6年度】

県内建設企業が、次に該当する場合、加点する。ただし、同じ企業が複数年度又は複数分野で表彰等を受けている場合は、点数が高いものを加点する。

- ① 令和3年度又は令和4年度に、岩手県の新分野進出等表彰を受賞した場合、最優秀賞は20点、優秀賞は10点加点する。
- ② ①以外に、岩手県の新分野進出等表彰を受けた企業が別に定める基準を満たす場合、最優秀賞受賞企業は20点、優秀賞受賞企業は10点加点する。

[別に定める基準]

次のいずれにも該当し、加点継続の認定を受けた場合に限り、加点の継続を認める。

- ・ 令和元年度又は令和2年度に岩手県の新分野進出等表彰を受けた事業を現在も継続していること。
 - ・ 新分野進出等表彰に係る事業を営む経費について、直前2年の各事業年度に、300万円以上の支出(※)があること。
- ※ 支出には、人件費、賃借料、材料費等その他の費用を含む。

- ③ 令和3年度又は令和4年度に、岩手県の新分野進出等奨励企業と認定された場合、5点加点する。

(2) 令和5年度の総合評価落札方式において評価している。

参考

【現行の評価方法】

総合評価落札方式の評価項目Aにおける評価【令和5年度】

前年度までの新分野進出等表彰(奨励企業含む。)の受賞の有無により評価する。

受賞あり 0.2点

他の項目(優良工事表彰等)との重複では0.5点